

# 食中毒注意報発令

下記のとおり食中毒注意報を発令します。

記

**1 発令回数** 令和3年度 第5回

**2 発令日** 令和3年8月5日（木）

**3 発令期間** 令和3年8月5日（木）～8月9日（月）の5日間

**4 発令項目**

- 最低気温が25°C以上で、気温30°C以上の状態が10時間以上続くと予想される。
- 最低気温と最高気温との差が10°C以上で、気温が30°C以上の期間において湿度が70%以上になることが予想される。

**5 参考** (8月5日(木))

(1) 当日朝の最低気温 25.2°C (5時51分)

(2) 予想最高気温 36°C

**6 発令機関** 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 (0857) 26-7211

fax (0857) 26-8171

気温が高くなるこれからの時期には、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすくなりますので、より注意する必要があります。次のことに注意して食中毒予防に努めましょう。

①買い物をするときは、新鮮なものを選びましょう。

②食品を保存するときは、冷蔵庫の温度は10°C以下、冷凍庫はマイナス15°C以下が目安です。

③調理を始める前には、よく手を洗い、包丁やまな板は、一度熱湯で殺菌してから使いましょう。

④加熱するときは、「中心部を75°Cで1分」を守り、調理した後の食品は、室温で長く放置しないようにしましょう。

⑤盛付けは、清潔な手で、清潔な器具と清潔な食器を使用して行いましょう。

なお、料理は、温かいものは65°C以上、冷たいものは10°C以下が保存の目安です。

⑥残った食品は、早く冷えるように浅い容器に小分けして保存し、時間が経ちすぎたら思い切って捨てましょう。